

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分 (平成16年12月 第2回訂正分)

G M B 株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年12月8日に近畿財務局長に提出し、平成16年12月9日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年11月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集450,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し585,000株(引受人の買取引受による売出し450,000株・オーバーアロットメントによる売出し135,000株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年12月7日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成16年12月7日に決定された引受価額(2,618円)にて、引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(2,800円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

5. 本募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたっては、その需要状況を勘案した結果、本募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別にUFJつばさ証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式135,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を追加的に行います。
(注)5.の全文削除及び6.の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定（注）9 . .」を「2,800円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）9 . .」を「2,618円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）10 . .」を「1株につき2,800円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 . 申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき2,618円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

7 . 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の（注）9 . を参照下さい。

9 . 公募増資等の価格の決定に当たりましては、仮条件（2,300円～2,800円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴としてみられました。

申告された総需要株式数は、公開株式数の上限1,035,000株（募集株式数450,000株、引受人の買取引受による売出株式数450,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限135,000株）を十分上回る状況であったこと。

申告された需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。

従いまして、公募増資等の価格は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,800円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,618円と決定いたしました。

10 . 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (2,800円) と平成16年11月29日に公告した発行価額 (1,955円) 及び平成16年12月7日に決定した引受価額 (2,618円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

11 . 新株式に対する配当起算日は、平成16年10月1日といたします。

(注) 10 . 11 . の全文削除及び12 . 13 . の番号変更

4【株式の引受け】

< 欄内の記載の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2 . 引受人は新株式払込金として、平成16年12月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき2,618円) を払込むことといたします。

3 . 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき182円) の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 . 上記引受人と平成16年12月7日に元引受契約を締結いたしました。

ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

2 . U F J つばさ証券株式会社は、同社引受株式数の一部について、カブドットコム証券株式会社に販売を委託いたします。

3 . 引受人は、上記引受株式数の内10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額」の欄：「1,072,912,500円」を「1,178,100,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「1,050,912,500円」を「1,156,100,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,156,100千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成16年12月7日に決定された引受価額（2,618円）にて引受人は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,800円）で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「1,147,500,000円」を「1,260,000,000円」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「1,147,500,000円」を「1,260,000,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、本募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別にUFJつばさ証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式135,000株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(注) 4. 5. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）7 . .」を「2,800円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）7 . .」を「2,618円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）7 . .」を「1株につき2,800円」に訂正。

「申込受付場所」の欄：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）8 . .」を「（注）8 . .」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 7 . 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

8 . 元引受契約の内容

証券会社の引受株式数 UFJつばさ証券株式会社 450,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき182円）の総額は引受人の手取金となります。

9 . 上記引受人と平成16年12月7日に元引受契約を締結いたしました。

ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、引受人の買取引受による売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。

当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「344,250,000円（注）5 . .」を「378,000,000円」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「344,250,000円」を「378,000,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 . 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、UFJつばさ証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式のUFJつばさ証券株式会社による売出しであります。

（注）5 . の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）6 . .」を「2,800円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）6 . .」を「1株につき2,800円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 6 . 上記売出価格、申込期間及び申込証拠金については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定された売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

7 . 売出しに必要な条件については、平成16年12月7日に決定いたしました。